

議 事 録

会 議 名	第 1 回 胎内市総合教育会議
日 時	平成27年 5 月18日 (月) 自 午後 2 時 至 午後 2 時30分
場 所	胎内市役所 3 階 301 会議室
出席者氏名	<p>【構成員】 吉田和夫市長、藤木國裕教育委員長、水澤克夫教育委員、石川文枝教育委員、中野友美教育委員、小野達也教育長</p> <p>【事務局】 総合政策課長、学校教育課長、学校教育課参事、総合政策課企画政策係長、係員</p>
協 議 題	<p>(1) 総合教育会議の運営に関し必要な事項について</p> <p>(2) 総合教育会議について</p> <p>(3) 大綱の策定について</p> <p>(4) その他</p>
公開・非公開の別	公開 (協議題 (1) は非公開)
傍聴人の数	0 名
議事の内容	<p>【事務局】 それでは、ただ今から、第 1 回胎内市総合教育会議を開会します。初めに、吉田市長からごあいさつをお願いします。</p> <p>【吉田市長】 御苦労様です。第 1 回の総合教育会議ということですが、これは 4 月 1 日の法改正で制度化されて、県内ではすでに30市町村のうち 9 つで新教育長が決まっています。ただし、胎内市では、教育長の任期中は経過措置を適用して、旧制度を継続することとしていますので、皆様には引き続きお世話になりますが、よろしくをお願いします。</p> <p>この総合教育会議については、平成23年10月に滋賀県大津市で起こった中学生の自殺に対する教育委員会と行政の対応を契機に法が見直され、教育委員会と市長の協議の場が設けられることとなったものです。同様の事件が無いようにということですが、そのためには、やはり風通しの良い教育官庁の必要性を私も感じているところでして、教育委員会と市長部局が両輪となって、市民に分かりやすい教育行政、開かれた教育行政を目指していければと思っています。</p> <p>本日はお忙しいところ御出席いただきまして、ありがとうございました。</p>

【事務局】 それでは、早速協議題に入りたいと思います。協議題の（１）「総合教育会議の運営に関し必要な事項について」、事務局から説明します。

お手元の資料１を御覧ください。胎内市総合教育会議要綱案です。今ほど市長からお話あったとおり、法改正によって地方公共団体に設置するものとされた「総合教育会議」の運営に関して、要綱を定めるものです。

要綱の趣旨としまして、第１条に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の４第１項の規定に基づき、市長と胎内市教育委員会が円滑に意思疎通を図り、本市教育の課題および目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと連携して効果的な教育行政を推進していくために胎内市総合教育会議を設置し、その運営に関し必要な事項を定めるもの」としています。

第２条では、所掌事務として、１「胎内市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定」、２「胎内市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に構すべき措置」、３「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置」の３つの協議及び事務の調整等を行うものとしています。

第３条では、会議は、市長と教育委員会をもって構成するとしています。

第４条において、会議は、市長が招集し、その議長となることを規定しています。

第６条では、会議は公開するとし、第７条から第１０条までは、会議の傍聴に関して規定しています。

第１１条では、議事録の作成及びその公表について規定しています。

最後に、この要綱は、本日、平成２７年５月１８日から施行するものとしています。

また、資料２として地方教育行政の組織及び運営に関する法律のうち、総合教育会議について規定する第１条の４を配付しております。

説明は以上です。

ただ今御説明した胎内市総合教育会議要綱案について、皆様方から何か御意見はありますでしょうか。

【藤木教育委員長】 私も法令の専門家でないので分かりませんが、第１条の冒頭「この告示」という句は、要綱等が外向きに作られるものであれば、つまり、市民に向けて作られる要綱であれば、適当なのだろうと思いますが、これは内向きの要綱なので、「告示」という語がなじまないのではないかと

と感じました。

また、第7条から第10条まで傍聴手続の詳細が記されていますが、これは「別に定める」など簡略にしてはどうかと思いました。

また、第6条の会議の公開について、「公開しないことが」できる規定になっていますが、これは、個人の秘密とか、会議の構成が著しく害される場合というのは、むしろ公開しないことを原則すべきなのではないかと思いました。

【事務局】 第1条の「告示」という語がなじまないのではないかとの御意見ですが、この要綱を公表して市民にも承知していただくため、告示の形式を採らせていただきたいと考えております。

また、第6条の会議の公開については、法第1条の4第6項に原則公開とする旨が定められており、これを踏襲したものです。

また、第7条から第10条の傍聴手続については、確かに委員御指摘のように「別に定める」としている自治体もありますが、我々と同様に詳細を定めている自治体もあります。

いずれも事務局としては、原案どおり御承認いただきたいと考えていますが、どうでしょうか。

【吉田市長】 否定はありませんけれども、「市長が」「市長は」ばかりで新教育長についての記述は要綱に盛り込まれないのか。

また、先ほど委員長が言った傍聴の関係もそうだが、こんなに細かく書く必要無いんじゃないか。

【事務局】 総合教育会議の設置に関する要綱としては、法第1条の4によって、あくまで「市長が」「市長は」となります。

また、必要と思われる部分を書いている訳ですけれども、教育委員会と市長部局との関係については、現実的には今までやってきた事務と大きく変わらず、原案を教育委員会で十分審議した上で、さらに総合教育会議の場で市長部局と対話していくということになります。

ただ、いじめ等の重要案件の解決に当たっては、市長がリーダーシップを執る必要があるということで、今回このような要綱案となっていますので御理解のほどよろしく申し上げます。

【藤木教育委員長】 市長、ちょっといいですか。市長が委員を招集することになれば、よくよくのことです。日常起こる諸問題については、教育委員会で処理する訳ですが、交通事故とか、体罰で自殺とか、そういう大問題、あるいはそれに準ずるような問題が起こったというときに市長にも相談し

なければならぬということで、軽微な問題まですべて市長にお出まし願って判断を仰ぐというようなものではありません。

【吉田市長】 解っていますよ。

【事務局】 では、要綱としては少し詳しい部分もあるかもしれませんが、原案どおり御承認いただいでよろしいでしょうか。

【各 位】 はい。

【事務局】 ありがとうございます。

それでは、次の協議題からは要綱第4条に基づき市長が議長となって進めていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【吉田市長】 はい。協議題（2）の「総合教育会議について」、担当から御説明願います。

【事務局】 最初に確認ということで、教育委員会制度改革の概要について簡単に御説明させていただきます。資料3をご覧ください。

今回の改正について、ポイントは4点です。まず1点目は、教育長と教育委員長の一本化です。新制度では、教育委員長が無くなり教育長と委員4名で教育委員会を組織することとなり、教育長も市長が直接議会の同意を得て任命することとなります。これにより、教育委員会の第一義的な責任者が教育長であることが明確化されるとともに、教育長に対する市長の任命責任が明確化されることとなります。

続いて2点目ですが、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化です。これまで教育委員会の招集は教育委員長がおこなっていましたが、新制度では常勤の教育長の判断で招集するため、より迅速な対応が可能となります。また、教育委員の定数の3分の1以上から会議の招集の請求があれば、会議を開かなければならないことになっています。また、会議は総合教育会議と同じく原則公開、議事録を作成して公表するという一方で、審議の活性化に資する改革となっています。

3点目は、すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置するということです。新制度に移行しようが、経過措置を採っていようが、設置することになり、今日はこれに基づき会議を開催しているところです。招集は市長、構成員は市長と教育委員会、協議・調整の事項は「教育行政の大綱の策定」、「教育の条件整備など重点的に講ずべき施策」、「児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置」となります。

4点目は、教育に関する「大綱」を市長が策定するという一方で、この

総合教育会議の中で教育委員会との協議・調整を尽くして策定することになっていきます。これまでも予算の編成、執行、条例案の提出等については、教育に関するものであっても市長の権限となっていました。教育委員会との意思疎通が不十分だということで、総合教育会議を設けてその中で大綱を策定し、同じ考えのもとで教育行政を執行していこうというのが新しい制度です。

また、この制度改革にあたっては、市長の権限が増大することについて、政治的中立性の確保という見地からどうなんだという議論もなされましたが、教育委員会が引き続き執行機関となること、総合教育会議で協議・調整された事項についても最終的な執行権限は教育委員会に留保されていることから、政治的中立性は十分確保されているというのが国の説明です。

以上、今回の教育委員会制度の改革について、御説明させていただきました。

【吉田市長】 はい。これで御質問ありましたらお願いします。

いいですか。次に進めさせていただきます。協議題（3）「大綱の策定について」、説明をお願いします。

【事務局】 はい、それでは説明をさせていただきます。総合教育会議で教育に関する大綱の策定に関する協議を行うということは、先の説明のとおり、御承知いただいたものと思います。また、教育に関する大綱については、市長が策定するものですが、教育基本法第17条に基づき教育委員会が定めた教育振興基本計画を以って大綱に代えると判断した場合は、別途大綱を策定する必要は無い旨、国から示されています。そこで、市長部局としては、胎内市教育委員会が既に策定している胎内市教育振興基本計画に掲げる方針等が大綱に該当すると位置づけ、お手元の資料4のとおり大綱案をお示しします。

大綱案の内容は、市の教育行政の方針となる基本理念として、「教育は人をつくり、地域をつくる崇高な営み」を掲げ、基本目標としては、「健康な心身の醸成」、「豊かな人間性の確保」、「確かな学力の修得」、「ふるさとを誇りに思う人間の育成」の4つを掲げるものです。

また、この大綱の対象期間は、胎内市教育振興基本計画の第1期の対象期間が平成30年度までとなっていることから、こちらと併せて平成30年度までとしております。

参考として、教育委員会が作成した「胎内市の教育」についてのパンフレットを配布しております。こちらを御覧いただくと、胎内市教育振興基本計画に掲げる基本理念や教育目標というものを御確認いただけると思います。

ます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

【吉田市長】 はい。大綱の策定について何か御質問がありましたら、お願いします。——「胎内市の教育」、いつ作ったの。

【事務局】 この春に作りました。このパンフレットについては、毎年度作成していて、これが平成27年度のものです。

【吉田市長】 はい。何かございますか。
では、協議題（４）「その他」ございますか。

【事務局】 この大綱で良いと御承認いただいたということでよろしいでしょうか。

【各 位】 はい。

【事務局】 ありがとうございます。

その他ですが、今回第１回目の総合教育会議ということでした。

今後の開催についてですが、毎年１回程度は開催するということ、それから、もちろん緊急時において開催ということになると思います。それについては、市長部局と教育委員会の各事務局で十分に詰めながら、進めさせていただきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。以上です。

【吉田市長】 それでは、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。今回１回目でしたが、先生方も何かありましたら御指摘くださるよう御協力をお願いしまして、閉会のあいさつとさせていただきます。